

足利市個人情報保護法施行条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、足利市個人情報保護法施行条例(令和5年足利市条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(費用の納付等)

第3条 条例第5条第2項の規定による個人情報の写しの作成及び送付に要する費用の額は、次の表のとおりとする。

区分		単位	金額
写しの作成	日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙を使用した場合	1面につき	モノクロの場合 10円 カラーの場合 50円
	上記より大きい用紙を使用した場合	1面につき	大きさを日本産業規格A列3番の面数に換算し、上記金額に相当する金額
送付に要する費用(郵便料)		1件につき	郵便法(昭和22年法律第165号)に基づく金額

2 写しの作成に要する費用は現金により、送付に要する費用は現金又は切手により納付するものとする。

3 前項の費用は、前納とする。

(細目)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(足利市個人情報保護条例施行規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 足利市個人情報保護条例施行規則(平成14年足利市規則第32号)

(2) 足利市個人情報保護審議会規則(平成14年足利市規則第34号)

(3) 足利市個人情報保護における第三者情報取扱規則(平成14年足利市規則第35号)

(経過措置)

3 この規則の施行の日前に行われた条例による廃止前の足利市個人情報保護条例(平成14年足利市条例第5号)の規定に基づく個人情報の写しの交付を受

ける者に係る当該写しの作成及び送付に要する費用の額については、なお従前の例による。